

郵送申告のご案内

自分で市民税・県民税申告書を作成できる人は郵送による申告が便利です。

【申告書を提出する全ての人が必要なもの】

市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

住所・氏名・生年月日・電話番号を必ず記入してください。

本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）及び、マイナンバー確認書類の写し

本人確認のため、写しの添付にご協力ください。

【申告する所得の内容に応じて必要なもの】

申告する所得・控除		添付または提示する書類
収入・所得	<input type="checkbox"/> 営業	収支計算書（収入、経費、所得を記入してください）
	<input type="checkbox"/> 農業	報酬等の支払調書（外交員報酬等がある場合）
	<input type="checkbox"/> 不動産	※詳細は申告の手引き1ページ目をご覧ください
	<input type="checkbox"/> 配当	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書の写し
	<input type="checkbox"/> 給与	源泉徴収票の写し（ない場合は給与明細など収入確認できるもの）
	<input type="checkbox"/> 公的年金	源泉徴収票の写し
	<input type="checkbox"/> 業務・その他雑	収入金額や経費が確認できる書類などの写し（支払調書、シルバー人材センターからの分配金支払証明書、個人年金の支払証明書等）
	<input type="checkbox"/> 総合譲渡	収入金額と経費の内容が分かるもの
	<input type="checkbox"/> 一時	収入金額と経費の内容が分かるもの
控除	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	支払った保険料が分かる領収書、支払証明書の写し ※天引きになっている場合は源泉徴収票に記載されています
	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	生命保険料控除証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	地震保険料控除証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 寡婦控除	原則不要
	<input type="checkbox"/> ひとり親控除	扶養親族がいる場合、合計所得金額が48万円以下か確認してください
	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	学生証または在学証明書の写し
	<input type="checkbox"/> 障害者控除	障害等級等が分かる手帳の写しまたは障害者控除認定通知書
	<input type="checkbox"/> 配偶者(特別)控除	原則不要（扶養親族が市外在住の場合はマイナンバー確認書類の写し）
	<input type="checkbox"/> 扶養控除	扶養親族の合計所得金額が48万円以下か確認してください
	<input type="checkbox"/> 寄附金税額控除	寄附金の受領書、領収書等の写し
	<input type="checkbox"/> 医療費控除	医療費控除の明細書または医療費通知（領収書のみの添付は不可） ※領収書はご自宅で5年間保管してください
	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制	セルフメディケーション税制の明細書（領収書のみの添付は不可） 健康の維持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類の写し
添付書類の返却を希望する場合	宛名を記載し、所定の金額の切手を貼り付けた封筒を同封してください	

- 申告書に収入・控除などの記載がない場合は、添付資料をもとに税額計算をします。上記を確認のうえ、資料の添付漏れにはご注意ください。

【郵送する前に確認しましょう】

- ①申告書に住所・氏名・生年月日を記入していますか？
記入されていないと申告者が特定できないため、受付できません。
- ②電話番号を記入していますか？
申告の内容確認のため、電話連絡する場合があります。日中に連絡が取れる電話番号（携帯電話等）をご記入ください。
- ③添付資料はすべてそろっていますか？
控除金額等その根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがあります。表面の表をご確認のうえ、必要となる資料（コピー可）を添付してください。返信用封筒の同封がある場合を除き、添付資料の返却には対応できかねますので、ご了承ください。
- ④営業・農業・不動産の収入がある場合、収支内訳書を記入していますか？
収支内訳書に収入・経費の内訳を記入し、申告書に添付してください。

【その他】

- ・申告書の控えが必要な場合は、あらかじめコピーを取ってから提出してください。
- ・住民税が課税となる場合、普通徴収の人には6月中旬に納税通知書を送付します。普通徴収で非課税の人には、納税通知書は送付されません。また、特別徴収（給与天引き）の人には、事業所を通じて納税通知書を送付します。
- ・申告書の記入の仕方については、申告の手引きをご覧ください。不明な点等ございましたら、市民税課（0197-72-8209）までご連絡ください。なお、申告期間中（2月1日から3月15日まで）は担当職員が不在のため、回答に時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

提出先（下記を切り取り、宛名として使用できます）

〒 024-8501 岩手県北上市芳町1番1号 北上市役所 財務部市民税課 市・県民税申告担当 行 (市・県民税申告書 在中)
